

新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和元年10月）	新・条文構成（令和2年4月）			
	第1編 共通編	第1編 共通編			
1	第1章 総則	第1章 総則			
2	第1節 総則	第1節 総則			
3	1-1-1-18 建設副産物	1-1-1-18 建設副産物			
4	7.処理場所及び処理業者の変更	7.処理場所及び処理業者の変更			
5	受注者は、処理場所及び処理業者の変更を生じる場合は、事前に監督職員に届け出て変更の承諾を受けなければならない。	受注者は、処理場所及び処理業者の変更を生じる場合は、事前に監督職員に届け出て変更の承諾を受けなければならない。			
6	8.処理結果			○	
7	受注者は、建設廃棄物の処理結果について、「産業廃棄物処理確認票」「再生材使用確認票」及び「再資源化完了報告書」を監督職員に提出し報告しなければならない。 また、「建設廃棄物処理明細書」、「再資源化処理施設搬入明細書」及び「処理数量が確認できる処分場の受入検印のある搬入伝票」等について、監督職員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。			○	
8		8.実施書の提出	○		
9		受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	○		
10	9.建設副産物情報交換システム（適用除外）	9.建設副産物情報交換システム			○
11		受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	○		
12	10.建設発生土情報交換システム（適用除外）	10.建設発生土情報交換システム（適用除外）			
13					
14		11.建設発生土受入承諾書	○		
15		受注者は、建設発生土の処理にあたり、事前に「建設発生土受入承諾書」を監督職員に提出しなければならない。	○		

新旧対照表

第1編共通編 第2章 土工

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和元年10月）	新・条文構成（令和2年4月）			
	第1編 共通編	第1編 共通編			
1	第2章 土工	第2章 土工			
2	第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工			
3	1-2-3-1 一般事項	1-2-3-1 一般事項			
4	8.建設発生土受入承諾書			○	
5	受注者は、建設発生土の処理にあたり、事前に「建設発生土受入承諾書」を監督職員に提出しなければならない。			○	
6	9.建設発生土処分場所の変更			○	
7	受注者は、処分場所及び処分業者の変更を生じる場合は、事前に監督職員に届け出て変更の承諾を得なければならない。			○	
8	10.建設発生土の処理結果			○	
9	受注者は、建設発生土の処理結果について、「建設発生土処理明細書」「建設発生土確認票」を監督職員に提出し報告しなければならない。 また、「その他残土処理明細書」、「処理数量が確認できる処分場の受入検印のある搬入伝票」等について、監督職員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。			○	
10	11.伐開発生物の処理方法	8.伐開発生物の処理方法			○
11	受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。			○
12	12.伐開除根作業範囲	9.伐開除根作業範囲			○
13	受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表1-2-2に従い施工しなければならない。	受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表1-2-2に従い施工しなければならない。			○

新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成 (令和元年10月)	新・条文構成 (令和2年4月)			
1	第5編 公園・緑地編	第5編 公園・緑地編			
2	第1章 公園・緑地	第1章 公園・緑地			
3	第1節 適用	第1節 適用			
4	<p>1. 本章は、公園・緑地工事における一般施工、敷地造成工、園路広場工、修景施設工、休養施設工、遊戯施設工、運動施設工、管理施設工及びその他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p>3. 受注者は、公園・緑地工事の施工にあたっては、工事の特性をふまえ、設計図書を十分把握のうえ、修景効果に配慮しつつ工事にあたらないなければならない。</p> <p>4. 現場管理等については、第1編第1章総則、第3編第1章総則による。</p> <p>5. 工事施工に必要な官公庁等への手続きは、受注者の負担で行い、手続き後速やかに届出受理書等の写しを監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>1.適用工種 本章は、公園・緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、植栽工、移植工、樹木整姿工、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、自然育成施設工、自然育成植栽工及び運動施設におけるグラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンドコート施設整備工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2.適用規定 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p>			○
5	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
6	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。</p> <p>国土交通省 公園緑地工事共通仕様書 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 日本道路協会 舗装設計施工指針 日本道路協会 舗装施工便覧 福岡市 公園緑地工事施工管理要領 国土交通省 電気通信設備工事共通仕様書 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 日本照明器具工業会 日本照明器具工業会規格(JIL) 経済産業省 電気設備技術基準 日本電気協会 電気技術規程(内線規程)(JEAC 8001) 日本電機工業会 日本電機工業会規格(JEM)</p>	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 公園緑地工事共通仕様書 (最新版)</p>			○
7	第3節 敷地造成工			○	
8	第4節 一般施工			○	
9	第5節 園路広場工			○	
10	第6節 修景施設工			○	
11	第7節 休養施設工			○	
12	第8節 遊戯施設工			○	
13	第9節 運動施設工			○	
14	第10節 管理施設工			○	